

令和4年5月12日
景表法検討会

独占禁止法の運用状況について (課徴金制度・確約制度を中心に)

公正取引委員会事務総局審査局
管理企画課長 宮本 信彦

公正取引委員会の概要



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

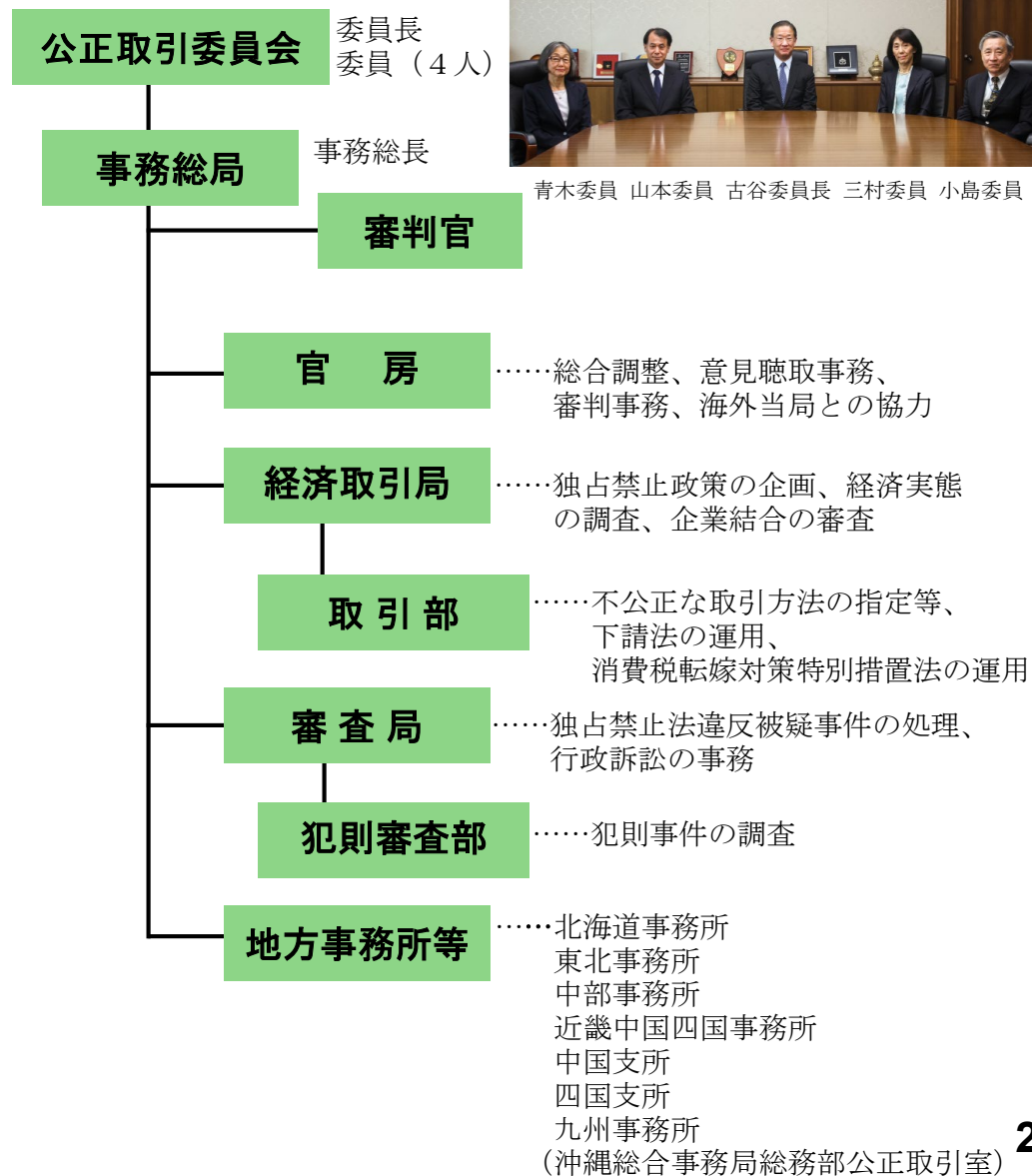
自由な経済社会において、市場の機能を十分に発揮させていくためには、常に公正かつ自由な競争のルールが守られるよう、これを監視していく必要がある。

このために、独占禁止法を運用する行政機関として公正取引委員会（委員長と4人の委員から成る合議制の機関）が設置されている。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織上、内閣府の外局として設置されているが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がある。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、令和3年度の事務総局職員の定員数は、841人となっている。

公正取引委員会の組織図



青木委員 山本委員 古谷委員長 三村委員 小島委員

独占禁止法の概要①



自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。
独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」 (第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

2 「不当な取引制限」 (第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」 (第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

4 「不公正な取引方法」 (第2条第9項第1号～第6号、第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ **共同の取引拒絶**
...正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ **差別対価**
...不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。

- ・ **不当廉売**
...正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ **再販売価格の拘束**
...正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ **優越的地位の濫用**
...取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- ・ **抱き合わせ販売**
...相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ **排他条件付取引**
...不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ **拘束条件付取引**
...販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- ・ **競争者に対する取引妨害**
...自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

独占禁止法の概要②(違反行為に対する措置)



1 排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、違反行為をした者に対し、意見陳述・証拠提出の機会を与えるなどの意見聴取手続を経て排除措置命令や課徴金納付命令を行うこととなる。

2 課徴金

不当な取引制限、私的独占及び一定の不公正な取引方法が行われた場合は、企業や業界団体の会員に対して、違反行為に係る期間における対象商品・役務の売上額又は購入額等に以下の算定率を掛けた額の課徴金が課される。

不当な取引制限	10% (4%)
支配型私的独占	10%
排除型私的独占	6%
共同の取引拒絶、差別対価 不当廉売、再販売価格の拘束(注2)	3%
優越的地位の濫用	1%

(注1) () 内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

(注2) 公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合

3 刑事罰

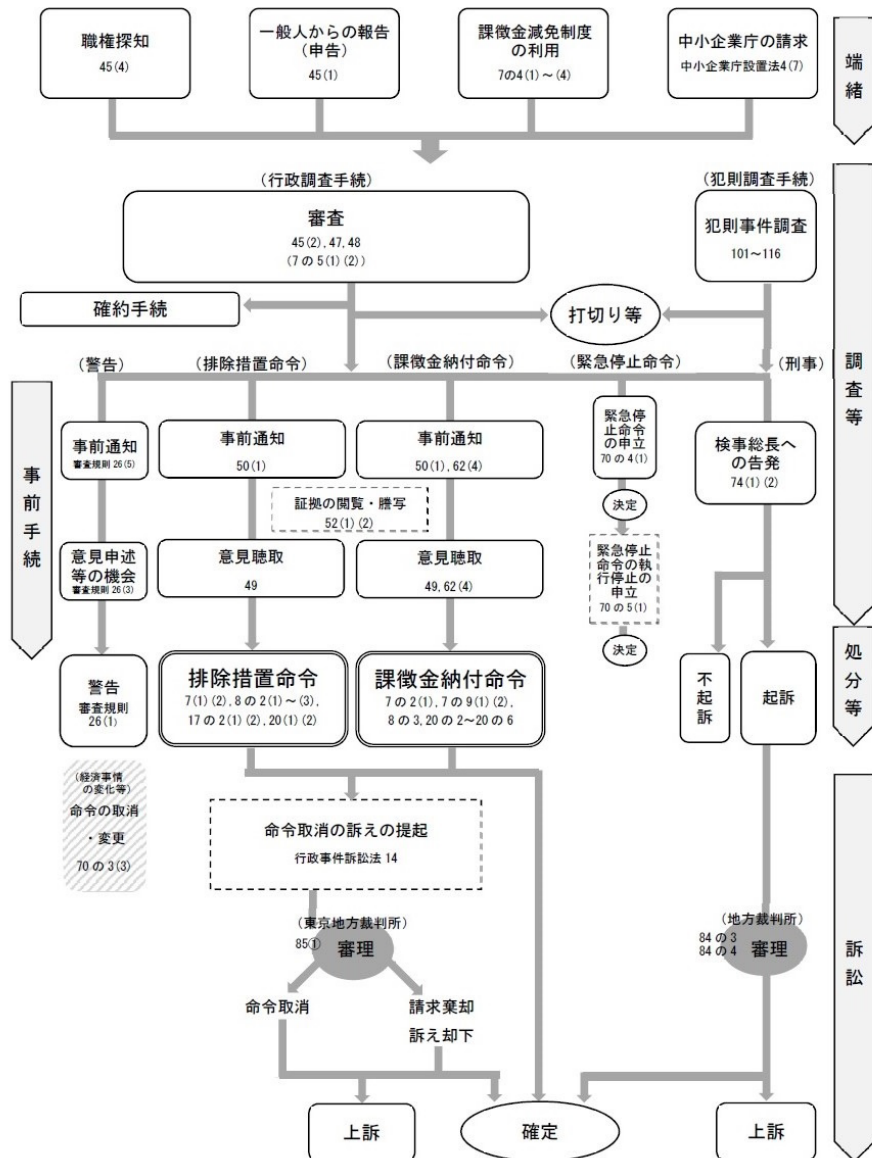
不当な取引制限、私的独占などを行った企業や業界団体の役員に対しては、罰則が定められている。課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される。

4 差止請求

不公正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのある消費者や企業などは、裁判所に対してその行為の差止めを請求することができる。

5 無過失損害賠償責任

不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法を行った企業等に対して、被害者は損害賠償の請求ができる。公正取引委員会の法的措置が確定している場合、企業は故意・過失の有無を問わず責任を免れることができない。



(注) 公正取引委員会に対する申告は、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するとき」に行うことができる(独占禁止法第45条第1項)。

課徴金制度について①



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

課徴金納付命令

◆課徴金とは、カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため、行政庁が違反事業者等に対して課す金銭的不利益

◆公正取引委員会は、事業者又は事業者団体が課徴金の対象となる独占禁止法違反行為を行っていた場合、当該違反事業者等に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（法第7条の2、法第7条の9及び法第20条の2から法第20条の6まで）

課徴金額の対象

不当な取引制限
（カルテル、談合）※1
（法第7条の2第1項）

支配型私的独占
（法第7条の9第1項）

排除型私的独占
（法第7条の9条2項）

共同の取引拒絶（法第20条の2）※2

差別代価（法第20条の3）※2

不当廉売（法第20条の4）※2

再販売価格の拘束（法第20条の5）※2

優越的地位の濫用（法第20条の6）※3

※1 事業者団体も同様（法第8条の3）

※2 公正取引委員会による調査開始日から
遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全
子会社が同一の違反行為について排除措
置命令又は課徴金納付命令等を受けたこと
がある場合

※3 継続して行われた場合

課徴金の算定方法

◆課徴金額は、違反行為に係る期間中(始期は調査開始日から最長10年前まで遡及)の対象商品又は役務の売上額又は購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算する。

◆不当な取引制限及び支配型私的独占の場合は、対象商品又は役務の売上額又は購入額に密接関連業務の対価の額を加えて算定率が掛けられるとともに、財産上の利益(談合金等)に相当する額と合算する。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課徴金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{違反行為に係る期間中の} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{対象商品又は役務の売上} \\ \text{額又は購入額(注1)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{密接関連業務の} \\ \text{対価の額 (注2)} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課徴金算定率} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{違反行為に係る期間中の} \\ \text{財産上の利益(談合金等)} \\ \text{に相当する額 (注3)} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 不当な取引制限、支配型私的独占及び排除型私的独占については、違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等(違反行為をしていない者に限る。)に係るものも対象となる。

(注2) 密接関連業務は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となる。不当な取引制限については違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務を、支配型私的独占については違反行為に係る商品又は役務を受ける者に対する当該供給を受けるために必要な一定の業務をいい、違反事業者及び完全子会社等(違反行為をしていない者に限る。)が行ったものが対象となる。

(注3) 財産上の利益(談合金等)に相当する額は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となる。対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等(違反行為をしていない者に限る。)が得たものが対象となる。

課徴金の算定率

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶 差別対価、不当廉売 再销售价格の拘束	優越的地位の 濫用
10% (4%)	10%	6%	3%	1%

○ カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率は、以下の加算要素が規定されている

- ・ 違反行為を繰り返した場合(注)、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ課徴金額が1.5倍になる
- ・ 違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、課徴金額が2倍になる

(注) 10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により承継したりした法人による違反も対象となる。また、私的独占に対しても適用される。

調査協力減算制度について

概要

- 申請順位に応じた減免率に、事業者の**実態解明への協力度合い**に応じた減算率を付加する制度
- 事業者による協力の内容とそれに対応する減算率については、事業者と公正取引委員会の間で**協議、合意**の上で決定される

調査開始	申請順位	課徴金減免制度	調査協力減算制度
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	50%→ 20%	
	3～5位	30%→ 10%	
	6位以下	なし→ 5%	
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	30%→ 10%	+最大20%
	上記以下	なし→ 5%	

(注) 赤字は法改正後の減免率

運用方針のポイント

【協議・合意】

- 協議において、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じることを必ず説明内容に盛り込まなければならない
- 公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じて把握した事実等も、新たな事実等の把握として評価し得る
- 特定割合についての合意と、上限及び下限についての合意があるが、公正取引委員会は、通常、上限及び下限についての合意の求めを行う

【評価方法】

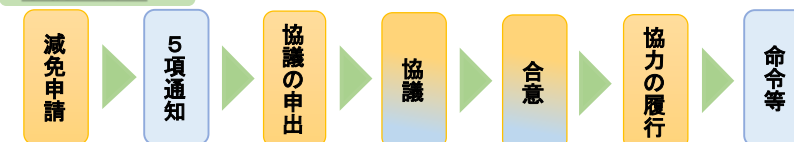
- 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ(*)、事業者が行った報告等の内容が、
 - ① 具体的なかつ詳細であるか否か
 - ② 「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的か否か
 - ③ 当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否かの要素を考慮する。
- (*) 例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる事件の真相の解明に資する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かを踏まえることとなる。

【減算率】

- 上記①～③の考慮要素を満たす数に応じて、減算率を決定する。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

手続の流れ



調査期間を通じて、公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。

改正後の課徴金制度（不当な取引制限）

$$\begin{array}{c}
 \text{課徴金の額} = \left(\begin{array}{c} \text{算定基礎①} \\ \cdot \text{対象商品・役務の売上額等} \\ \cdot \text{密接関連業務の対価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{算定率} \\ \text{一定率} \\ \text{(基本10\%)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{算定基礎②} \\ \text{談合金等} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{減免額} \\ \cdot \text{課徴金減免制度による減額・免除} \\ \cdot \text{調査協力減算制度による減額} \end{array} \right)
 \end{array}$$

(算定期間: 最長10年)

算定基礎

- 算定期間の延長等
 - 調査開始日の10年前まで遡れるようにする(改正前は最長3年)とともに、除斥期間を7年に延長(改正前は5年)
 - 資料の散逸等により一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎(売上額等)の推計規定を整備
- 算定基礎の追加
 - 違反行為により不当利得が生じている次のものを対象に追加
 - ✓ 対象商品・役務に密接に関連する業務(下請受注等)によって生じた売上額
 - ✓ 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額
 - ✓ 対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得(談合金等)
- 調査開始日前に違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課(改正前は調査開始日以後の承継のみ)

算定率

- 中小企業算定率(4%)
 - 適用対象を実質的な中小企業に限定
- 業種別算定率
 - 廃止(基本算定率に一本化)
- 軽減算定率
 - 早期離脱に対する軽減算定率の廃止
- 割増算定率 ※ (算定基礎① × 算定率 + 算定基礎②) の合算額に対する割増し
 - 主導的役割の類型の追加
 - ✓ 調査妨害行為(隠蔽・仮装)の要求等についても適用
 - 繰り返し違反の適用対象の整理
 - ✓ 最初の課徴金納付命令等よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合を除外
 - ✓ 過去10年以内に課徴金納付命令等を受けた完全子会社の親会社や違反事業者から違反事業を承継した事業者による違反行為についても適用

※ 算定期間の延長、業種別算定率の廃止等は、私的独占・不公正な取引方法の課徴金制度についても改正

確約制度とは

◎独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との合意により解決する仕組み（平成30年12月30日施行）



競争上の問題の早期是正、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するもの

※ 環太平洋パートナーシップ協定（TPP） 第16.2条5

各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。締約国は、その自主的な解決が確定する前に、当該解決について司法裁判所若しくは独立した審判所による承認又は一定の期間の公衆による意見提出の対象とすることを定めることができる。

○ 確約手続への移行

公正取引委員会は、確約手続により競争上の問題を解決することが**公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるとき**に確約手続へ移行

○ 確約手続の対象となる行為

確約手続は、独占禁止法の規定上は、**私的独占又は不当な取引制限の禁止、特定の国際的協定又は契約の禁止、事業者団体の禁止行為、不公正な取引方法の禁止**のほか、**企業結合規制**等も含めた全ての行為類型が対象

※ ただし、

①入札談合、価格カルテル等(いわゆるハードコアカルテルと呼ばれる類型)

②過去10年以内に法的措置を受けたものと同一の違反被疑行為

③刑事告発相当の違反被疑行為

の3つの場合については、違反を認定して排除措置命令などによって厳正に対処する必要があることから、運用上、確約手続の対象としないこととされている。

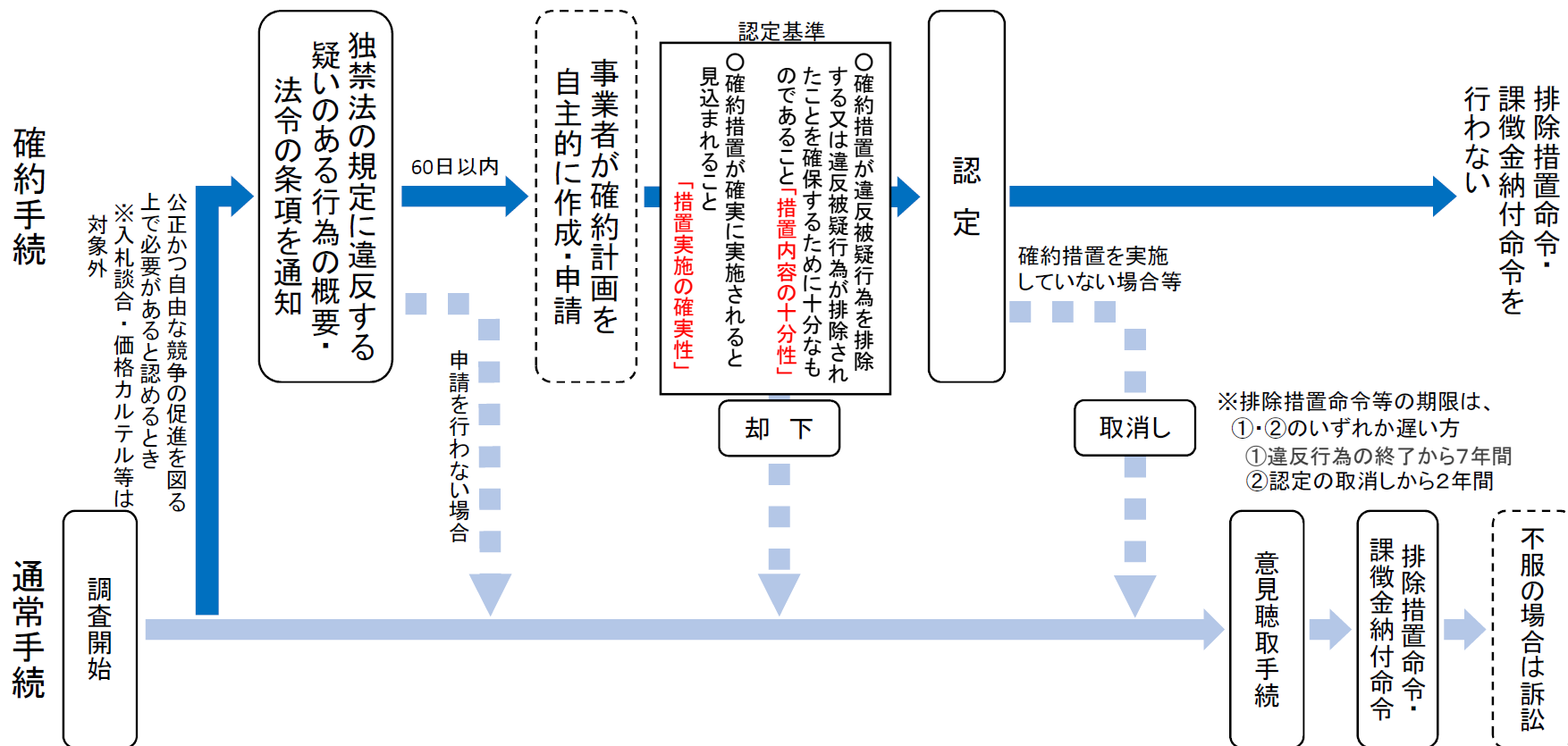
○ 確約計画の認定(法48条の3及び48条の7)

確約認定申請において提出された確約計画における確約措置が、**競争秩序の回復の確保**又は**将来の不作為の確保**の観点から、**認定要件(措置内容の十分性、措置実施の確実性)**に適合していると判断される場合には、**公正取引委員会は当該確約計画を認定**

➡ 確約計画には、これまでの排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれることもある

(例: 優越的地位の濫用事件における納入業者に対する金銭回復措置)

◆確約制度の概要



【参考】

- 公正取引委員会の確約手続に関する規則 (平成29年公正取引委員会規則第1号)
- ・ 確約手続の細則について規定したもの

○「確約手続に関する対応方針」(平成30年9月26日公正取引委員会)

- ・ 手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点からその考え方を明らかにしたもの
- ・ 具体的には、確約手続の流れや対象についての具体的な考え方に加え、確約措置の内容に対する考え方(十分性、確実性について)等を明らかにしている。

◆確約制度の最近の事例

番号	件名	被疑行為	確約計画の認定日
1	アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・エンターテインメント・グッズ・カンパニーに対する件	競争者に対する取引妨害	令和4年3月25日
2	Booking.com B.V.に対する件	拘束条件付取引	令和4年3月16日
3	日本アルコン株式会社に対する件	拘束条件付取引	令和3年3月26日
4	ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件	優越的地位の濫用	令和3年3月12日
5	株式会社シードに対する件	拘束条件付取引	令和2年11月12日
6	アマゾンジャパン合同会社に対する件	優越的地位の濫用	令和2年9月10日
7	ゲンキー株式会社に対する件	優越的地位の濫用	令和2年8月5日
8	クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件	拘束条件付取引	令和2年6月4日
9	日本メジフィジックス株式会社に対する件	私的独占 競争者に対する取引妨害	令和2年3月11日
10	楽天株式会社に対する件	拘束条件付取引	令和元年10月25日

国外で行われた行為に対する独占禁止法の適用

「独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法が、公正かつ自由な競争を促進することなどにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること(1条)等に鑑みると、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。(略)本件のような価格カルテル(不当な取引制限)が国外で合意されたものであっても、当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には、当該カルテルは、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえることができる」(平成29年12月12日最高裁判決)。

国外における送達

◆領事送達(独占禁止法第70条の7(民事訴訟法第108条の準用))

◆公示送達(独占禁止法第70条の8)……平成14年法改正により導入

【事例】テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する件(平成21年10月7日 排除措置命令、課徴金納付命令)

海外当局との協力

◆米国等との二国間協力協定

◆経済連携協定

【内容】通報、礼讓、情報交換、調整等

※ 外国競争当局への情報提供(第43条の2)